

だい しょう けいかく がいよう
第1章 計画の概要

けいかく きほんもくひょう
1 計画の基本目標

「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進する。

けいかく せいかく
2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

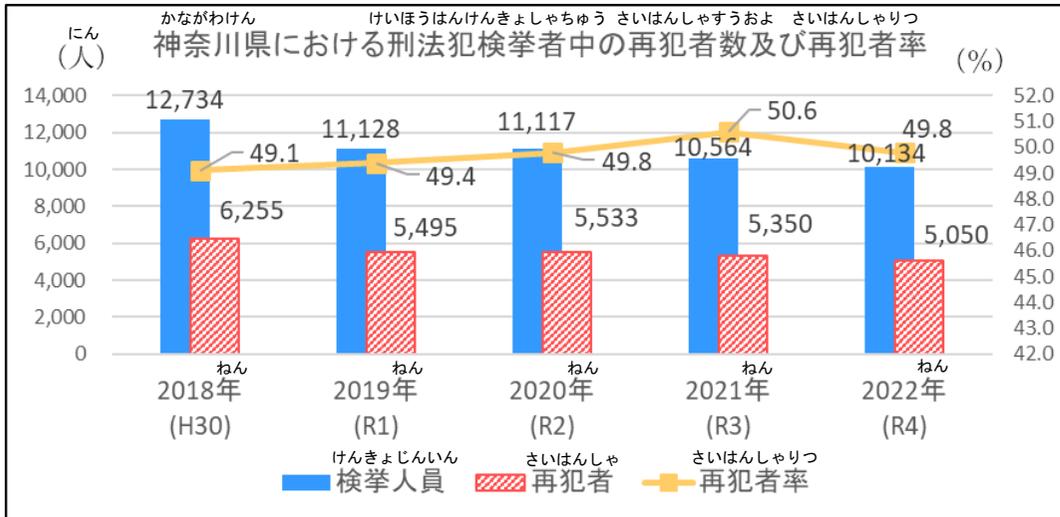
けいかく きかん
3 計画の期間

2024 (令和6) 年度から2028 (令和10) 年度までの5年間。

だい しょう ほんけん さいはんぼうし と ま じょうきょう
第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

さいはんしやすう すい
再犯者数の推移

刑法犯により検挙された再犯者数は、減少傾向にあるが、検挙人員に占める再犯者数の比率(再犯者率)は2022(令和4)年49.8%となっており、ここ数年においては、刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況が続いている。



注1 法務省調べによる。

注2 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

だい しょう しやく てんかい
第3章 施策の展開

しゅうろう じゅうきよ かくほ
1 就労・住居の確保

しゅうろう てきせつ きじゅうさき かくほ と く けいじしせつなど しゅつしよ もの せいかつきばん あんてい すいしん
就労と適切な帰住先の確保に取り組むことにより、刑事施設等を出所した者の生活基盤の安定を推進する。

ほけんいりよう ふくし りよう そくしん
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

こうれいしゃまた しょう がいのあること等 りゆう えんかつ しゃかいふつき ごんなん みと もの たい ひつよう ふくしてきしえん むす つ はんざいなど
高齢者又は障がいのあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対して必要な福祉的支援に結び付けることで犯罪等の
じょうしゅうかぼうし はか やくぶつじはんしゃ かぞく たい てきせつ ちりよう しえん ていきよう ほけん いりようきかんなど せいび やくぶついぞんしょう
常習化防止を図る。また、薬物事犯者やその家族に対して適切な治療・支援を提供できるよう保健・医療機関等の整備などの薬物依存症からの
かいふく む とりくみ すす
回復に向けた取組を進める。

ひこう ぼうしどう
3 非行の防止等

ひこう みぜんぼうし そうきたいおう じゅうじつ ひこう く かえ しょうねん と ま かんきよう せいび しょうねん
非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返すことがないよう少年を取り巻く環境を整備していくことで少年たちの
けんぜんいくせい はか
健全育成を図る。

はんざい ものどう とくせいおよ こ こ かだい おう こうかてき しえん
4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

かがいしゃ せつとうはん とくせい はいりよ しえん しどう じっし ひつようせい もの たい はんざい ひこう ないよう くわ
ストーカー・DV加害者や窃盗犯など、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要性がある者に対して、犯罪や非行の内容に加えて、
たいしょうしゃひとり とくせい おう こうかてき さいはんぼうし しえん じっし すいしん
対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援の実施を推進する。

みんかんきょうりよくしゃ かつどう そくしんどう
5 民間協力者の活動の促進等

ちいき さいはんぼうし すいしん ささ ほ ご しなど みんかんきょうりよくしゃ かつどう そくしん じんざいかくほ しえん こうせき たい ひょうしょう じっし
地域における再犯防止の推進を支える保護司等の民間協力者の活動を促進するため、人材確保につながる支援や功績に対する表彰を実施す
る。また、県内の様々な犯罪予防活動や啓発活動に対する支援を実施し、再犯防止の取組に対する地域の理解を促進する。

しちょうそん しえん こうちく
6 市町村への支援とネットワークの構築

しちょうそん たい さいはんぼうし など かん とりくみ りかい そくしん しちょうそん みんかんだんたい くにかかん いきない こうちく と く ちいき しゃかい
市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や市町村と民間団体、国機関との域内のネットワーク構築に取り組むことで、地域社会にお
ける支援連携体制の強化を図る。